

# 配偶者からの暴力の被害者へ

(2008年)



内閣府男女共同参画局

## 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

2001年、配偶者からの暴力の被害者を保護するための法律ができ、2004年に1回目の改正が、2007年に2回目の改正が行われ、より一層強化されました。この法律は、日本にいる外国人にも適用されます。

配偶者からの暴力には、いろいろな形態があります。

配偶者 男性、女性を問いません。事実婚や元配偶者（離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合）も含まれます。

暴力 身体的暴力のみならず、精神的・性的暴力（保護命令は、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象）も含まれます。

この法律には、職務関係者においては、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重することが規定されています。

## 2 配偶者暴力相談支援センター

各都道府県の配偶者暴力相談支援センターでは、次のように、相談、カウンセリング、被害者及びその同伴家族の一時保護、各種情報提供などを行っています。

- 1 相談又は相談機関の紹介
- 2 カウンセリング
- 3 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- 4 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助
- 5 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助
- 6 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

※1～6のうち、各支援センターにおいて実施されている事業は、支援センターによって異なります。

## 3 一時保護

各都道府県の婦人相談所では、各種相談業務を行うとともに、配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護業務を行っています。お子さんと一緒に、しばらく安全に生活することができます。一時保護は、民間のシェルター等に委託して行われることもあります。

民間シェルターとは・・・

民間団体によって運営されており、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設です。居住場所や食事等を提供し、様々な相談に応じるなど、被害者に対する援助を行っています。詳しくは、配偶者暴力相談支援センター等にご相談ください。

## 4 利用できる福祉制度

在留資格や収入などの条件により、次のような福祉制度を利用することができます。詳しくは、配偶者暴力相談支援センター等にご相談ください。

### ○ 医療保険制度

日本ではすべての人が何らかの医療保険に加入しています。毎月、保険料というお金を出し合うため、医療を受けた時に、病院の窓口では医療費の一部を支払うだけで済みます。

医療保険制度には、民間会社の勤労者は健康保険、勤労者以外の一般住民は国民健康保険などのように、職域や地域などに応じて種類が異なります。

健康保険については、国籍、在留資格を問わず対象となりますが、不法就労者は適用になりません。国民健康保険については、外国人登録を行っている者であって、在留期間が1年以上である者を適用対象者としています。

配偶者からの暴力による傷病についても、保険診療による受診が可能です。また、医療費通知の送付により、被害者が受診した医療機関について加害者に伝わるおそれがある場合には、被害者が加入している医療保険の保険者に対し、医療費通知の送付先の変更等を依頼することができます。

### ○ 児童諸手当に関する制度

父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない子どもなどを育成している母親等に対し支給される児童扶養手当などがあります。制度により、対象としている子どもの年齢は異なります。

児童手当については、一定の要件を満たす場合には、配偶者への支給を停止し、申請により被害者への児童手当の支給が可能です。

### ○ 生活保護制度

資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う制度で、生活扶助、教育扶助、医療扶助などがあります。

法律上日本国民のみを対象としています。適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者等の在留資格を有する外国人については、生活保護法を準用して保護を行っています。

## 5 加害者の処罰

日本では、配偶者間であっても、殴ったり蹴ったりすることは処罰の対象になっています。そのような被害にあったときには、警察に通報、届出等してください。

## 6 保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者から受ける更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、地方裁判所に書面で申し立てることにより、裁判所から加害者に対し保護命令が発令されます。保護命令には以下の種類があります。

- 1 被害者への接近禁止命令 6か月間、加害者に対し被害者につきまとうことや住居（加害者と共に生活の本拠としている住居を除きます。）や職場等の近くをはいかいすることを禁止する命令
- 2 電話等禁止命令 1の命令の期間満了までの間、加害者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する命令
  - (1) 面会の要求
  - (2) 行動の監視に関する事項を告げること等
  - (3) 著しく粗野・乱暴な言動
  - (4) 無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）
  - (5) 夜間（午後10時～午前6時）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。）

- (6) 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
  - (7) 名誉を害する事項を告げること等
  - (8) 性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
- 3 被害者の子又は親族等への接近禁止命令 1の命令の期間満了までの間、被害者が子又は親族等に関して加害者と面接することを余儀なくすることを防止するため必要があると認めるときに、加害者が被害者の子（被害者と同居する被害者の未成年の子ども）又は親族等（被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者）の身辺をつきまったり、子又は親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令
- 4 退去命令 2か月間、加害者に対し被害者と生活の本拠を共にする住居から出ていくことや住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずる命令
- 加害者がこの保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。保護命令の申立書には、次の事項を記載します。詳しくは、配偶者暴力相談支援センター等にご相談ください。
- 身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
  - 身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
  - 被害者と同居している未成年の子どもへの接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情（同居の子どもへの接近禁止命令を申し立てる場合）
  - 被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者への接近禁止命令を発する必要があると認めるに足りる事情（親族等への接近禁止命令を申し立てる場合）
  - 配偶者暴力相談支援センターや警察の職員に相談した事実やその内容等
- また、裁判所では日本語を用いることが規定されています。よって、申立書も日本語で作成しなければなりません。保護命令の申立てに必要な書類の作成などに必要な翻訳、通訳費用を準備できない場合は、費用を立て替え、分割で返済する法律扶助の制度などを利用することができます。

## 7 在留期間の更新・在留資格の変更

配偶者の協力がなくても、在留期間の更新許可や在留資格の変更許可（以下、在留期間更新許可等）の申請をすることは可能です。一旦、在留期間が過ぎてしまうと、在留期間更新許可等の申請ができなくなるので、在留期間が過ぎる前に地方入国管理局等に相談してください。

また、日本人との間に生まれた子どもの扶養などのため引き続き在留を希望する外国人親については、在留資格の変更が認められる場合もあります。詳しくは、地方入国管理局等にご相談ください。

## 8 正規の在留資格を有しないで日本に滞在している場合

在留期間を更新せずその期間が過ぎてしまった場合など、正規の在留資格を有しないで日本に滞在している方については、地方入国管理局等に出向き在留資格に関する手続きを受けない限りいつまでも不法滞在の状態が続くことになり、日本における様々な制度の利用ができません。地方入国管理局等できちんと手続きを行ってください。

また、人身取引の被害者については、保護の対象として大使館、警察、地方入国管理局等、婦人相談所等で相談を受け付けていますのでご相談ください。

## 9 外国人登録原票の取扱い

外国人登録原票は、原則として非公開であり、外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付については、当該外国人の代理人又は同居の親族等のみが請求できることとなっているため、たとえ婚姻関係にあったとしても、配偶者が別居している被害者の外国人登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を請求することはできません。取扱いについては、市区町村外国人登録担当課にご相談ください。

# 支援の流れ

## 暴力を受けた

身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫に限る

